

企画提案の募集に関する公示

平成 30 年 9 月 7 日

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

一般社団法人関東観光広域連携事業推進協議会
事務局長 後藤 太郎

1. 業務概要

- (1) 業務名及び概要
「茨城・栃木エリアへの訪日台湾教育旅行誘致事業」
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」による
- (3) 履行期限 平成 31 年 2 月 28 日（木）

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国土交通省北陸信越運輸局における役務の提供等に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けており、3.(3)の期限までに資格審査決定通知書（写）の提出ができること。
- (3) 関東運輸局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) その他請負業務の実施に必要な措置を適切に遂行できる体制を有していること。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 手続等

- (1) 受付窓口
〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2 丁目-13-4
一般社団法人 関東観光広域連携事業推進協議会
電話 045-628-9120
- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法
平成 30 年 9 月 7 日（金）から平成 30 年 9 月 14 日（金）まで。
一般社団法人 関東観光広域連携事業推進協議会（以下、協議会）ホームページ上からのダウンロード。
（協議会ホームページアドレス：<https://www.areatokyo.or.jp/>）
- (3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法
提出期限：平成 30 年 9 月 18 日（火）17 時 00 分
提出場所：(1)に同じ。
提出方法：郵送（書留郵便に限る。）又は次のメールアドレスへ送信。
（E-mail：taat@areatokyo.or.jp）
※郵送で提出する場合は、企画提案書 6 部、資格審査決定通知書（写）1 部、ワーク・ライフ・バランスを提出願います。また、電子メールで提出する場合は、資格審査決定通知書（写）も取り込んだ上で、20MB以下の容量で直接添付するとともに、送信後に上記の受付窓口あてに電話連絡を必ずお願いします。
- (4) 説明会の日時及び場所等
当該企画提案募集にあつては、説明会の実施はありません。
- (5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所
当該企画提案募集にあつては、ヒアリングの実施はありません。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 特定されなかった提案書は原則返却する。ただし、メールにて提出された提案書又は返却を希望しない旨を提出する際に申し出た提案書は返却しない。
- (6) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。
- (7) 特定した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日、法律第 4 2 号）における、行政機関が取得した文書として開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- (8) 提案が特定された者は、企画競争の実施結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、協議会との契約関係を生じるものではない。
- (9) 本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。
- (10) 契約履行過程で生じた成果物の著作権は、協議会ならびに連携先に帰属する。
- (11) その他の詳細は説明書による。